

## 委 託 契 約 約 款

## (総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書、設計書、図面及び業務実施明細書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及び仕様書等を内容とする委託業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の委託業務を契約書記載の契約期間内に完成し、発注者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了した後も同様とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (個人情報保護)

- 第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（受注者の組織内にあって直接又は間接に受注者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を、発注者が必要と認める場合において、発注者に提出する。
- 4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 5 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 6 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 7 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。発注者の承諾を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。
- 10 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、発注者の承諾により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

- 12 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。また、発注者の承諾により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。
- 13 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。また、発注者の承諾により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 14 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 15 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために提供を受けた個人情報及び受注者自らが当該業務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 16 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 17 受注者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。また、受注者が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。
- 18 受注者が、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、発注者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 19 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 20 受注者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。
- 21 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。

#### （権利義務の譲渡等の制限）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

#### （一括再委託の禁止）

第4条 受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託された業務の一部を一括して他人に再委託しようとするときは、再委託承諾申出書に再委託の概要及び誓約書を添えて契約担当者に承諾を申し出なければならない。
- 3 発注者は、前項の申出があった場合において、承諾するときにあつては、再委託承諾書により、承諾しないときにあつては、その旨を、契約者に通知するものとする。
- 4 受注者は、第2項に規定する場合を除き、委託された業務の一部を再委託しようとするときは、再委託届に再委託の内容及び誓約書を添えて契約担当者に届け出なければならない。

#### （監督職員）

第5条 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する委託業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する委託業務に関する指示
- (2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

- (4) 委託業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 2 発注者は、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾等は、原則として、書面により行わなければならない。

(工程表)

第6条 受注者は、契約締結後5日以内に契約に基づき、工程表を作成して発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が特に指定した委託業務については、これを省略することができる。

(業務責任者の選定等)

- 第7条 受注者は、委託業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、これを書面により契約締結後5日以内に発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 業務責任者は、当該委託業務を指揮監督するものとする。
- 3 発注者は、委託業務の開始前に、業務実施場所及び従事者の氏名その他必要な事項（ただし、当該委託業務を実施する場合に法令による資格等を必要とする場合は、当該資格者等の名称を含む。）を必要に応じて受注者に提出させることができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があるときは、仕様書等又は委託業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合、契約期間又は委託料を変更する必要があるときは、書面により定め、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による契約期間の延長)

- 第9条 受注者は、天災等又は受注者の責めに帰すことができない事由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付した書面をもって契約期間の延長を求めることができる。延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。発注者は、その契約期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による契約期間の短縮等)

- 第10条 発注者は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第11条 業務を行うにつき生じた損害（前条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第12条 委託業務の実施について、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(中間報告等)

第13条 発注者は、委託業務の契約期間中必要と認めた場合には、いつでも受注者に対して当該委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

- 2 前項の場合において、必要があると認めた場合には、発注者は、受注者の立会いのうえ前項の確認をすることができる。

(完了検査及び引渡し)

第14条 受注者は、委託業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ委託業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合発注者は、完了検査の結果を検査の日から7日以内に受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定によって委託業務の完了を検査した日をもって目的物を引き渡さなければならない。
- 4 受注者は、委託業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を委託業務の完成とみなして前3項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第15条 受注者は、前条第2項（同条第4項後段の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項により請求書が提出されたときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に、受注者に委託料を支払わなければならない。

(前金払)

第16条 受注者は、委託業務の内容により、市長が特に認めたものについては、発注者の定める率により計算した額の前払金を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。

(部分払)

第17条 受注者は、委託業務の完了前に、当該委託業務の履行済部分について部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとする場合には、あらかじめ当該請求に係る委託業務の履行済部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による確認を受けたときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、発注者は当該請求があったときは、適法な請求書を受理した日から起算して15日以内に部分払金を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における申出)

第18条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に委託業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を発注者に申し出なければならない。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この契約を解除することができない。

- (1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に委託業務を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第32条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 第7条第1項に掲げるものを設置しなかったとき。
- (5) 契約の履行につき不正行為があったとき。
- (6) 発注者又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第3条の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

- (2) この契約の委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の委託業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第25条又は第26条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第21条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受注者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号のいずれかに該当する法人等であることを知らながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（発注者の任意の解除権）

第23条 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第19条から第22条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第19条各号、第20条各号又は第22条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第19条、第20条及び第22条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 仕様書等の変更により、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能になったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第28条 発注者は、この契約が解除された場合においては、委託業務の履行済部分（部分払の対象となった部分を除く。）を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた履行済部分（以下「出来形部分」という。）に相当する委託料を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、第16条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第17条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相当する委託料から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第19条から第22条まで又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額（1,000円未満の端数があるとき、又は1,000円未満であるときは切り捨てる。）に前払金支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第23条、第25条又は第26条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 前項の利息に100円未満の端数があるとき、又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は徴収しない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失

若しくは破損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、委託業務を実施するために、発注者の所有又は占有する物を使用し、又はその一部を占有している場合は、速やかに使用を停止し、返還又は明け渡さなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、発注者の所有又は占有する物の中に委託業務を実施するために必要とされる器具等を搬入している場合には、速やかに搬出し原状に復しなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに一定期間内に当該器具等を搬出しないときは、発注者は受注者に代わって当該器具等を処分することができる。この場合においては、受注者は発注者の処分に異議を申し出ることができないとともに発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第19条から第22条まで又は次条第3項によるときは発注者が定め、第23条、第25条又は第26条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間内に委託業務を完了することができないとき。
  - (2) この契約の履行内容に契約不適合があるとき。
  - (3) 第19条、第20条又は第22条の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第19条、第20条又は第22条の規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 委託業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能になったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、委託料から出来形部分に相当する委託料を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第30条 受注者は、第21条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、委託料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 第21条第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定に適用があるとき。
- (2) 第21条第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同条第4号に規定する刑に係る確

定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に大府市入札者心得書第9条の2に規定する抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第31条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第15条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額について遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第32条 引渡しを受けた委託業務の成果が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は受注者に対して履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第33条 発注者は、第14条の規定により業務が完了した日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 発注者は、委託業務引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を知った日から1年以内に受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

7 引渡しを受けた委託業務の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者若しくは監督職員の指図又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うこ

とができない。ただし、受注者がその記載内容、指図又は貸与品等の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第34条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、大府市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

（補 則）

第35条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合及び約款に定めのない事項については発注者と受注者とが協議して解決するものとする。